

令和4年度介護保険事業所集団指導

雲南広域連合介護保険課

令和4年度 雲南広域連合指定事業所集団指導

(全サービス共通)

1. 令和6年4月1日から義務となるもの

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
- ④ 虐待防止の推進

① 感染症対策の強化について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。★令和6年4月1日より義務化

- I. 委員会の開催
- II. 指針の整備
- III. 研修及び訓練

I. 感染対策委員会の開催について

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

⇒既存の会議と一体的に行うことが可能

- ・テレビ電話等を活用しての開催が可能
- ・おおむね6月に1回以上開催
- ・結果を従業者へ周知徹底を図る

II. 指針の整備について

感染症予防・まん延の防止のための指針を整備すること

- ・平常時の対応…衛生管理、ケアにかかる感染対策
- ・発生時の対策…発生状況の把握、感染拡大の防止
- ・関係機関への連絡体制の明記

III. 研修及び訓練について

従業者に対し、研修及び訓練を定期的に実施

- ・年2回以上の定期的な訓練
- ・研修の内容の記録

②業務継続に向けた取組みの強化について

感染症・災害発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を義務付ける。

★令和6年4月1日より義務化

※(参考)介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- ・感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供されることが重要
- ・継続的な提供、一時中断後に早期再開するためには、業務継続計画の策定が重要

③認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて

全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。★令和6年4月1日より義務化

④虐待防止の推進について

- I. 虐待防止検討委員会の開催
- II. 虐待防止のための指針の作成
- III. 虐待の防止のための従業者に対する研修

I. 虐待防止検討委員会の定期的な開催⇒他の会議と一体的に実施可能

- ・組織について
- ・指針の整備
- ・研修内容
- ・相談・報告体制
- ・市への通報
- ・防止策の検討
- ・防止策の評価

II. 虐待防止のための指針の作成

- ・虐待防止の基本的考え方
- ・虐待防止委員会の組織
- ・職員研修の方針
- ・相談、報告体制
- ・成年後見制度の利用支援
- ・虐待等に係る苦情解決方法
- ・当該指針の利用者への閲覧

Ⅲ. 虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・職員研修の定期的な実施
- ・研修内容については記録が必要

2. その他

- ①指定更新
- ②変更届
- ③休止・廃止・再開届
- ④加算届
- ⑤事故報告書
- ⑥押印について
- ⑦記録の整備及び保存
- ⑧利用者への説明・同意等に係る見直し

①指定更新について

- ・各事業者で指定有効期限を今一度ご確認ください。
 - ・有効期間満了日の前月末までの提出にご協力をお願いします。
- ⇒提出書類については、介護保険課HPをご確認ください。

※事業所新規指定・更新申請・変更届・役員名簿、誓約書等の押印は廃止し、提出書類も簡略化していますので、提出時ホームページをご確認ください。運営規定については従業者の員数について、人員基準を満たす範囲内において、「〇〇人以上」と記載することで変更の届出は年1回で足りることとなっています。

②変更届

変更後10日以内に提出して下さい。

※例) 4月1日付変更 → 4月10日まで

※勤務形態一覧表については、基本的に統一様式としますのでホームページからダウンロードし活用してください。

③休止・廃止・再開届

I. 休止・廃止届

予定の1ヶ月前までに提出して下さい。

※休止中のまま、指定更新を行うことは出来ません。

II. 再開届

再開日から10日以内に再開届を提出して下さい。

④加算届

異動年月日の属する月の前月15日までに提出してください。

⑤事故報告書

事故報告書の様式も統一様式が変更されていますのでご確認ください。

⑥押印について

各種申請書について押印を廃止しています。 関係事業所へは別途お知らせしますが、ホームページもご確認ください。(押印があっても受付はします。)

※受領委任払いの委任状や承諾書等については、これまでどおり押印が必要です。

⑦記録の整備及び保存について

事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から **5年間保存** しなければなりません。基準上2年間となっていますが、雲南広域連合は5年間としています。

※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

⑧利用者への説明・同意等に係る見直しについて

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明及び同意について、次のとおり見直しがされています。書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。電子署名や同意の意思をメール等で示された場合、それらの保管により書面による署名・押印に代えることができる。

※様式等は広域連合HPの介護保険課ページから確認出来ます。

※その他参考① 令和4年度の各事業所における事故報告件数

令和5年2月末時点

事故の種別		件数 (件)
1	死亡事故	3
2	死亡事故以外	52
内 訳	骨折	38
	打撲・捻挫・挫傷	5
	切傷・擦過傷	10
	誤嚥・誤薬・異食	4
	感染症・結核	2
	失踪・徘徊	1
	交通事故	0
	その他	1
合計		55

※その他参考② 令和3年以降の全国における行政処分（全職員に情報共有をお願いします。）

I. サービスの種類：（介護予防）認知症対応型共同生活介護

処分内容：指定の一部効力の停止（新規受入停止及び介護報酬の請求上限7割）

介護保険法に基づく返還請求額：約1,200万円

処分理由：（1）不正請求

①夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない状態が継続的に発生していたにもかかわらず、当該基準を満たさない場合の減算をせずに、不正に請求した。

②介護職員処遇改善加算について、加算の算定額に相当する賃金改善が行われていないなど、算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算を算定し、不正に請求した。

（2）虚偽報告

介護職員処遇改善加算について、加算の算定額に相当する賃金改善が行われていなかったにもかかわらず、実際の支給額と異なる金額を記載した虚偽の実績報告書を市に提出したうえ、監査において当該実績報告書に合致する虚偽の給与情報を市に提出した。

（3）虚偽答弁

介護職員処遇改善加算について、加算の算定額に相当する賃金改善が行われていなかったにもかかわらず、代表取締役が算定加算分の賃金改善を行った旨答弁した。

II. サービスの種類：地域密着型通所介護

処分内容：指定の取り消し

処分理由：（1）不正請求

看護職員が欠如しており、本来はその旨報告のうえ減算して請求するところを、満額の請求を長期（41ヵ月）にわたり行った。

（2）不正に指定を受けたとき

指定更新時において、看護職員が不在にもかかわらず、勤務実績のない者の看護師免許の写しを添付し、配置しているように見せかけた。

（3）虚偽答弁

監査において、看護師免許を取得している旨の虚偽の回答を行った。

III. サービスの種類：小規模多機能型居宅介護

処分内容：指定の一部の効力停止（6ヵ月）

処分理由：人格尊重義務違反

①職員が利用者の頭を叩き、身体的虐待を行った。

②同職員がそれ以前に複数回、複数の利用者へ厳しい言動があり、心理的虐待を行った。

③またそれ以前にも同違反により文書指摘を受けていたが、改善が不十分であった。